

「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」素案
市民意見募集（パブリックコメント）実施結果

1 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施概要

| | |
|-----------|---|
| 意見募集期間 | 令和2年(2020年)12月24日(木)～令和3年(2021年)1月27日(水) |
| 提出方法 | 郵送・持参、ファクス、電子メール |
| 資料閲覧・配布場所 | ・札幌市役所本庁舎 13階 市民文化局市民生活部アイヌ施策課 2階 市政刊行物コーナー ・札幌市アイヌ文化交流センター ・各区役所(総務企画課広聴係) ・各まちづくりセンター |

(2) 意見募集結果

■提出件数・意見件数

| | |
|------|------|
| 提出件数 | 63件 |
| 意見件数 | 178件 |

■提出方法別提出件数

| | | | | |
|----|-------|------|-------|-----|
| | 郵送・持参 | ファクス | 電子メール | 計 |
| 件数 | 6件 | 2件 | 55件 | 63件 |

■居住地別提出件数

| | | | | | | |
|----|-----|--------|----|----|-----|-----|
| | 国内 | | | 国外 | 不明 | 計 |
| | 市内 | 市外(道内) | 道外 | | | |
| 件数 | 33件 | 3件 | 8件 | 2件 | 17件 | 63件 |

■意見内訳

| 項目 | | 件数 |
|--------------------|----------------------|------|
| 第1章 計画の策定 | | 33件 |
| 第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯 | | 49件 |
| 第3章 現状と課題 | | 9件 |
| 第4章 基本理念と施策目標 | | 1件 |
| 第5章 具体的な取組 | | 49件 |
| 第5章内訳 | 施策目標1 アイヌ文化の保存・継承・振興 | 10件 |
| | 施策目標2 アイヌ民族に関する理解の促進 | 18件 |
| | 施策目標3 体験・交流の促進 | 7件 |
| | 施策目標4 産業等の振興 | 6件 |
| | 施策目標5 生活関連施策の推進 | 8件 |
| 第6章 計画の推進 | | 2件 |
| その他 | | 35件 |
| 合計 | | 178件 |

2 計画素案の修正点

■修正点 1

| | |
|------|---|
| 該当箇所 | 第5章 具体的な取組 施策目標3 体験・交流の促進 推進施策1 札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出 |
| 修正前 | 事業名：札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備 事業内容：札幌市アイヌ文化交流センターの中庭を改修し、アイヌ民族の伝統文化を紹介する展示コーナーを設置します。 |
| 修正後 | 事業名：札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備 事業内容：札幌市アイヌ文化交流センターの中庭を改修し、 <u>アイヌ民族の食文化を主題とした展示コーナー</u> を設置します。 |
| 修正理由 | 本計画の取組に関し、「アイヌ民族の食文化に触れられていない」とする趣旨のご意見が寄せられたことを踏まえ、上記の取組が、食文化を主題としたものであることを明示するため、事業内容を一部修正しました。 |

■修正点 2

| | |
|------|--|
| 該当箇所 | 第5章 具体的な取組 施策目標3 体験・交流の促進 推進施策2 アイヌ文化の体験・交流の機会創出 |
| 修正前 | 市民や国内外の人々が、アイヌ民族に関する理解を深めるきっかけをつくるため、これまで、その伝統文化に関する様々な体験や交流の機会を創出してきました。この体験や交流が、より身近で参加しやすいものとなり、また様々な場面を通して提供できるよう、引き続きその機会の創出に取り組みます。 |
| 修正後 | 市民や国内外の人々が、アイヌ民族に関する理解を深めるきっかけをつくるため、これまで、その伝統文化に関する様々な体験や交流の機会を創出してきました。この体験や交流が、より身近で参加しやすいものとなり、また様々な場面を通して提供できるよう、 <u>国際交流も視野に入れながら</u> 、引き続きその機会の創出に取り組みます。 |
| 修正理由 | 海外の先住民族との交流などに関する提案のご意見が寄せられたことを踏まえ、当施策を推進するに当たっての視点が、国内のみならず、国外を含めたものであることを明示するため、上記のとおり、推進施策の概要を掲載した箇所に追記しました。 |

上記修正のほか、お寄せいただいたご意見を参考としながら、本計画の推進に取り組んでまいります。

3 ご意見の概要と札幌市の考え方

※ 掲載上、ご意見の内容は要約し、また、類似するご意見については集約しています。

また、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」は、「アイヌ施策推進法」と省略して掲載します。

■第1章 計画の策定

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | 「アイヌ民族」について、明確な定義がないまま施策を推進することに異議がある。【関連意見 15 件】 | アイヌ施策推進法第5条は、同法に定める基本理念に則り、アイヌ施策を策定し、実施することなど、国及び地方公共団体の責務を規定しています。本計画は、こうした規定に沿って策定するものです。 |
| 2 | アイヌ施策の推進に反対する（アイヌ民族の優遇、日本人に対する逆差別、分断意識を助長するような施策はやめてほしい）。【関連意見 17 件】 | アイヌ施策推進法第1条は、同法の目的を、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」と規定しています。本計画は、同法の目的に沿って策定するものです。 |
| 3 | 前計画に続き 10 年間の計画とされているが、何年経っても成果がないのであれば、政策をやめるべきである。期限付きの政策にしてはどうか。 | アイヌ施策推進法の基本理念に沿い、本計画の基本理念「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図るためには、様々な施策について、継続的な取組が必要であると考えています。また、伝統文化の担い手育成の仕組みの構築など、長期的な視点から検討を要する取組もあることから、本計画では、計画期間を 10 年間と定めています。 |

■第2章 アイヌ民族に関わる歴史的経緯

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---------------------------------|--|
| 4 | 歴史的経緯に関する掲載内容に疑義がある。【関連意見 22 件】 | 歴史的経緯については、様々な学説や見解があるものと認識しています。なお、本計画第2章の内容は、アイヌ施策推進法制定に至る契機となった「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書など、同章に「参考資料など」として掲載した資料を参考としたものです。 |

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---|--|
| 5 | アイヌ民族は、先住民族ではない。【関連意見 16 件】 | 平成 20 年（2008 年）6 月、衆議院及び参議院の両院において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が、全会一致で採択されました。その後、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書は、「今後のアイヌ政策は、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づいて展開していくことが必要である。」などの基本的な考え方を示しました。こうした背景を基に検討が進められ、令和元年（2019 年）5 月に施行されたアイヌ施策推進法は、アイヌ民族を「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」と規定しています。本計画は、こうした考え方に基づいて策定するものです。 |
| 6 | アイヌ民族に対する差別は存在しない。【関連意見 10 件】 | 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」は、「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。」としています。また、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書には、「明治以降、同化政策が進められる中で、アイヌの人々は差別や偏見に苦しんできた。現在でもこの問題は解消されたとはいえない。」などの記載があります。アイヌ施策推進法第 4 条は、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定しており、本計画では、こうした背景や規定を踏まえながら、アイヌ民族に関する理解の促進に取り組んでまいります。 |
| 7 | 現在の札幌市域におけるアイヌ民族の歴史的な足跡など、埋蔵文化財センターの調査成果に基づいた内容を盛り込んでもいいのはいか。 | 本計画第 2 章は、アイヌ施策に関する背景の概観を目的としたものであるため、掲載内容は必要な範囲に留めることとしました。 |

■第3章 現状と課題

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|--|--|
| 8 | サッポロさとらんど敷地内の遺跡は、アイヌとは関係がない。【関連意見7件】 | 前計画では、策定当時、アイヌ民族からサッポロさとらんど敷地内の遺跡の保存に関する要望があったことを受け、取組の一つとして掲載しました。本計画第3章の内容は、前計画の取組の概観を目的として掲載したものです。 |
| 9 | 意見交換に当たっては、アイヌ関連団体だけでなく、一般市民団体も対象とすることを望む。【関連意見2件】 | 先の意見交換会は、アイヌ民族の視点から見た現状の把握を目的としたものであるため、アイヌ関連団体を対象として実施しました。市民の皆さまのご意見については、パブリックコメントの実施により募集を行いました。 |

■第4章 基本理念と施策目標

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---|---|
| 10 | 計画案を読むと、和人の市民向けの普及啓発と、アイヌ文化を身に着けたいアイヌ民族のための施策のように見える。 | アイヌ施策推進法第3条は、同法の基本理念として、アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統や多様な民族の共生などについて、国民の理解を深めることを旨として行わなければならない、と規定しています。また、同法第5条は、国及び地方公共団体の責務の一つとして、アイヌ文化を継承する者の育成について適正な措置を講ずるよう努めることを挙げています。本計画では、こうした規定を踏まえながら、第4章に掲載した5つの施策目標の達成に向け、普及啓発や人材育成のほか、体験・交流の促進や産業等の振興など、様々な施策に取り組んでまいります。 |

■第5章 具体的な取組（施策目標1 アイヌ文化の保存・継承・振興）

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---------------------------------|--|
| 11 | アイヌ語が、アイヌ民族の母語となるような学びの場が必要である。 | アイヌ語を始めとした、アイヌ文化の継承と人材育成に当たっては、今後、アイヌ関連団体などと意見交換を行いながら、本計画の指標「伝統文化の担い手育成の仕組みの構築」の達成に向けて、検討を進めてまいります。 |

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---|---|
| 12 | 伝統文化の保存・継承・振興について、形の見える方向でしっかりと取り組んでほしい。 | 本計画においては、指標の一つとして、「伝統文化の担い手育成の仕組みの構築」を掲げ、その達成に向けて、検討を進めてまいります。 |
| 13 | 札幌市には、木彫りに関して後継者がいない。北海道内の他市町村と連携し、木工関係者の人材交流システムの構築などを検討してほしい。 | 今後、「アイヌ文化の継承と人材育成」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 14 | 文化継承のほか、文化を発展・多様化させる活動や、そのための学びに関する支援をしてほしい。 | 今後、「アイヌ文化の継承と人材育成」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 15 | お土産としての工芸品のみではなく、先住民アートの展示や販売ができるギャラリーが必要だと思う。また、工芸作品を制作する作家の養成のみではなく、先住民アートを適正な価値で評価し、美術品としての価値を定着させる美術専門家を、アイヌ民族から育成することも大切である。 | 今後、「アイヌ文化の継承と人材育成」や、「産業等の振興」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 16 | 様々な主体によって行われるプロジェクト、エコツアー、独自ブランドの製品製作などを通じて、特にアイヌの若者の文化伝承や教育、雇用の創出を実現し、文化の発信や多文化交流などを通して、人材の育成を目指してほしい。 | 今後、「アイヌ文化の継承と人材育成」や、「産業等の振興」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 17 | アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるため、伝統文化指導者を認定する第三者委員会の創設を求める。【関連意見3件】 | 公益財団法人アイヌ民族文化財団で「アイヌ文化活動アドバイザー」事業が実施されていることなどを踏まえながら、今後、「アイヌ文化の継承と人材育成」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 18 | 札幌という地の利を生かして、都市型イオルのモデルを提示していただきたい。また、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」のために、海外の都市における先住民族の文化の活用方法を参考として学び、市の施策へ取り入れてほしい。 | 今後、「アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生」や、「アイヌ文化の体験・交流の機会創出」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |

■第5章 具体的な取組（施策目標2 アイヌ民族に関する理解の促進）

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---|---|
| 19 | ミナパの常設展示作品を変えていくと、変化に富んだ展示が楽しめると思う。アイヌ民族と市民が共同制作した作品の展示も、おもしろいと思う。 | 今後、「アイヌ民族に関する理解の促進」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 20 | 札幌市役所食堂のような、市民が利用しやすい場所で、アイヌ民族の食文化を取り入れたメニューを提供してはどうか。 | 今後、「アイヌ民族に関する理解の促進」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 21 | 学校給食の献立に、アイヌ料理を取り入れ、文化の違いを理解できるようにしてはどうか。 | 今後、「アイヌ民族に関する理解の促進」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 22 | 誰もが、計画に掲載されているアイヌ民族の歴史に、アクセスしやすくなればよいと思う。 | 本計画は、策定後、本市ホームページなどで公開いたします。 |
| 23 | 札幌市内のアイヌ関連史跡や記念碑など（北大キャンパス内や藻岩山など）を、ガイドとともに歩きながら学習するツアーを実施してはどうか。 | アイヌ文化体験講座では、講座の一つとして、北海道大学及び同大学周辺のアイヌ文化に関わる遺跡を巡るエコツアーを実施しています。市内の他の区域を会場としたツアーについては、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 24 | 市の施設などで、アイヌ語表記やアイヌ文様の装飾、アイヌゆかりの地に関する表示などを設置してはどうか。 | 今後、「アイヌ民族に関する理解の促進」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 25 | 明治以前の地図や土地利用に関する歴史的事実（アイヌ民族の強制移住を含む）の確認と、その市民への周知を行ってはどうか。 | 今後、「アイヌ民族に関する理解の促進」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 26 | 現在、インターネットやSNSで、アイヌ民族に対する差別や誤情報の流布が行われているため、文化交流や人材育成などと同様に、差別の禁止や防止に関する取組をしてほしい。【関連意見5件】 | 本計画に掲載した施策の推進を通じ、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、様々な形で啓発活動に取り組んでまいります。 |
| 27 | アイヌ民族の出自を持つ人々が、その出自に関して差別を受けず、それぞれのルーツや文化を尊重し合える社会になることを望む。【関連意見3件】 | 本計画に掲載した施策の推進を通じ、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、様々な形で啓発活動に取り組んでまいります。 |

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|--|--|
| 28 | アイヌ民族のほか、様々な先住民族の伝統的な考え方などを活かしながら、地球環境の保全や生物多様性の保護など、多様な課題の解決を目指してほしい。 | 環境保全や生物多様性などについては、庁内の関係部署と連携しながら、課題の解決に取り組んでまいります。 |
| 29 | 市内の小中学校で、全ての児童・生徒が、毎年1回はアイヌ文化や多文化共生に関する授業を受けられることを目標とした取組を進めてほしい。 | 小学校学習指導要領解説社会編及び中学校学習指導要領中学校社会〔歴史的分野〕において、アイヌ文化について触れることなどの記載が加えられたほか、本市では、市立小中学校に配布している教育課程編成の手引において、アイヌ民族の歴史や文化に関する学習を位置付けています。本計画では、これに加えて、団体体験プログラムの提供などを通じ、学習機会を確保する取組を行ってまいります。 |
| 30 | 多民族共生社会を、正しく育ててほしい。 | アイヌ施策推進法第1条は、同法の目的を、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」と規定しています。また、本市の総合計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」<ビジョン編>は、まちづくりの7つの分野の内、「地域」分野の基本目標の中で、「共生と交流により人と人がつながるまち」の実現を掲げています。本計画では、こうした規定などを踏まえ、掲載した施策の推進を通じ、アイヌ民族に関する理解の促進に向け、様々な形で啓発活動に取り組んでまいります。 |

■第5章 具体的な取組（施策目標3 体験・交流の促進）

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|----------------------------------|--|
| 31 | アイヌ民族の食文化について、あまり触れられていないように感じる。 | 施策目標3「体験・交流の促進」の取組「札幌市アイヌ文化交流センター中庭の再整備」では、アイヌ民族の食文化を主題とした展示コーナーの設置を予定しています。食文化については、今後、この展示コーナーを活用した取組などを検討してまいります。 |

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|--|---|
| 32 | 札幌市アイヌ文化交流センターの認知度向上のため、四季折々に大々的なイベントを開催したり、交通機関の充実を図ったりしてはどうか。 | 札幌市アイヌ文化交流センターの認知度の向上に当たっては、同センターでのイベント開催のほか、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」など、様々な機会や媒体を活用した情報発信が必要と考えています。また、同センターの利用環境の充実については、引き続き検討を進めてまいります。 |
| 33 | 札幌市アイヌ文化交流センターを、ゆっくり時間をかけて観覧できるよう、弁当持参で来館した人のため、レストコーナーに電子レンジやポットを設置してほしい。 | 札幌市アイヌ文化交流センターの利用環境の充実については、館内の衛生管理などを考慮しながら、検討を進めてまいります。 |
| 34 | イベントの周知や、札幌市アイヌ文化交流センターの認知度向上のため、同センターからSNSを通じた情報発信を行ってはどうか。 | 今後、「札幌市アイヌ文化交流センターの魅力創出」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 35 | 札幌市アイヌ文化交流センターへの指定管理者制度導入の検討に当たっては、透明性や中立性を確保し、広く市民に開かれた施設としてほしい。【関連意見2件】 | 左記の取組については、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例などの関係規定に沿い、透明性や公正性の確保などに留意しながら、検討を進めてまいります。 |
| 36 | 国内だけでなく、海外の先住民の人々も含めた国際的なネットワークを構築してほしい。 | 今後、「アイヌ文化の体験・交流の機会創出」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |

■第5章 具体的な取組（施策目標4 産業等の振興）

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---|--|
| 37 | アイヌ文化のブランド化について、市内のアイヌ民族のデザイナーなどの協力を得たり、アイヌ民族の若者を雇用した、ブランド保護に関する法人を作ったりしてほしい。 | 「アイヌ文化のブランド化の推進」に関する取組では、現在、アイヌアーティストとして活動している方々の協力を得ながら、事業を進めています。今後は、ブランド保護についても配慮した上、取組を進めてまいります。 |
| 38 | アート作品の製作や販売などに関するプロジェクトを進めるに当たり、市とアイヌ民族の協力体制を整えてほしい。 | アイヌ民工芸品のブランド化やアイヌ民工芸品販売会の開催などの取組を進めていくに当たっては、これまでに引き続き、アイヌ関連団体などと協力しながら取り組んでまいります。 |

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---|--|
| 39 | 様々なアート様式を使いながらアイヌ文化を社会に発信し、日本の社会におけるアイヌ民族やアイヌ文化の存在を広く認識してもらい、その意義も高めながら、真に平等な社会の実現を目指してほしい。 | アイヌ文様などを活用した情報発信については、今後、主に「アイヌ文化のブランド化の推進」に関する取組により進めていく予定です。啓発活動などの取組と併せ、アイヌ文化に関する理解の促進を図ってまいります。 |
| 40 | アイヌ文様を活用した衣服を、子どもたちが楽しんで着られるような商品化などを進めてほしい。 | 今後、「アイヌ文化のブランド化の推進」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |
| 41 | アイヌ関連商品のブランド化の必要があるのか。 | 政府が定めた「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」では、「アイヌの人々が抱える課題の解決を図るためには、従来のアイヌ文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策を総合的かつ効果的に推進」することが重要とされています。アイヌ文化のブランド化推進は、アイヌ施策推進法の施行に伴い創設されたアイヌ政策推進交付金の制度上、地域・産業振興事業の一例として示されている事業であり、本市においても、これに則した事業を実施するものです。 |
| 42 | 札幌市は、「アシリチェノミ」（鮭の儀式）を日本で最初に復興開催した地であり、観光振興などのため、このイベントの拡充に取り組んではどうか。 | 今後、「アイヌ文化に関する観光プロモーションの推進」に関する取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。 |

■第5章 具体的な取組（施策目標5 生活関連施策の推進）

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|--|--|
| 43 | 住宅新築資金等の貸付は、やめるべきである。 【関連意見5件】 | 本制度は、アイヌの人々の先住民族としての歴史や、現状での生活格差を背景に、生活向上に関する施策の一つとして、国や北海道の制度の下、全道的に展開している事業です。本市も、この枠組みの中で事業を実施しており、引き続き実施が必要であると考えています。 |
| 44 | 市内のアイヌ民族が相談しやすく、必要な支援を受けられるよう、相談員の配置場所などについて改善を図ってほしい。【関連意見2件】 | 相談員の配置場所を含め、相談環境の整備については、相談件数の推移などの現状を踏まえながら、検討を進めてまいります。 |

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|--|--|
| 45 | 札幌市共同利用館は、アイヌ民族にとって大切かつ必要な施設である。市民に、施設の成り立ちや意義を伝え、広く理解を得て、市民とアイヌ民族が交流する施設にしてほしい。また、利便性のよい場所に、市内3箇所程度設置してほしい。 | 札幌市共同利用館は、札幌市アイヌ文化交流センター開設に合わせ、生活館機能を同センターに移した後も、相談機能を維持してきました。アイヌ民族の交流・継承の場として活用されている現状を踏まえ、交通の利便性などについても考慮しながら、後継施設の確保に関する検討を進めてまいります。 |

■第6章 計画の推進

| No | ご意見の概要 | 札幌市の考え方 |
|----|---|---|
| 46 | アイヌ文化を社会に広め、地球環境の問題や多文化共生について考える機会を作り、若者への教育と雇用の創出をしていくためには、アイヌ民族の相談窓口である市などの協力体制が重要となる。 | 様々な課題の解決に向け、アイヌ関連団体ほか、関係各所と協力を図りながら、本計画の様々な施策に取り組んでまいります。 |
| 47 | たくさんの課題があるが、基本理念や政策目標がはっきりしているため、その指標に向かい、努力をしていきましょう。一人ひとり考えていかねばならない問題はあります。アイヌ問題もその一つです。 | 本計画の各施策の推進を通じ、掲載した指標の達成や、施策のさらなる充実を図ることにより、基本理念とした「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に取り組んでまいります。 |

■その他

計画素案に関すること以外の意見について、趣旨のみ掲載します。

| No | 区分 |
|----|-----------------------------|
| 48 | 札幌市アイヌ施策推進委員会に関する意見【関連意見8件】 |
| 49 | 教科書・副読本に関する意見【関連意見2件】 |
| 50 | 修学旅行に関する意見【関連意見4件】 |
| 51 | 観光施策全般に関する意見【関連意見1件】 |
| 52 | 市民意識調査に関する意見【関連意見2件】 |
| 53 | 北海道アイヌ生活実態調査に関する意見【関連意見1件】 |
| 54 | パブリックコメント手続きに関する意見【関連意見3件】 |
| 55 | その他【関連意見14件】 |